



公募補助金(令和5～7年度)結果

補助金交付希望団体募集に基づき、申請のあったものについて下記の通り審査を行いました。

選定方法と決定までの流れ

申請の締め切り後、三芳町補助金等検討委員会による審査(8月～10月)

検討委員会は、審査の結果を取りまとめた「提言書」を町長へ提出(12月)

必要に応じて、公募団体、関係者への意見聴取(12～1月)

提言書及び意見聴取の結果を踏まえ、町が検討し、「採択」「不採択」を決定。各団体に通知(1月)

※3月議会の予算承認をもって、正式な決定となります。

採択結果

三芳町公募補助金等検討委員会の審査結果及び申請団体との協議、これまでの団体の実績・功績等を考慮し、下記の通り、町が総合的に判断、決定しました。

応募団体数 1団体

公募補助として補助金を交付するもの 1団体

補助を交付しないもの 0団体

補助金等検討委員会の判定について

有識者及び住民からなる「三芳町公募補助金等検討委員会」の審査結果については、下記の通りです。

令和4年12月7日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町補助金等検討委員会

委員長	島田 高志
委員	朝倉 はるみ
委員	西島 脩平
委員	鈴木 義勝
委員	三室 茂浩

令和5～令和7年度における
三芳町公募補助金の交付申請に対する審査・判定結果の報告

このたび、貴職より当委員会に令和4年8月30日付けで依頼された「三芳町公募補助金申請」に関して、審査・判定を行いましたのでその結果を報告いたします。

記

1 申請案件の判定方法

今回申請のありました1件について「三芳町公募補助金交付申請審査判定基準」（別紙1）を適用し個別申請案件の審査判定を行いました。

2 今回申請案件に対する委員会の審査・判定結果

委員会の各申請に対する評価判定は、まず当該活動・事業に「公益性の有無」を判定し、公益性があると判定された申請に対して評点を付けるという順序で審査を行いました。

委員会全体として「公益性あり」と判断された案件は1件、「公益性なし」と判断された案件は0件となりました。

今回の各案件の「総合評点」による区分は、以下のとおりでした。また、それぞれの申請に対する「委員会としての意見」は、別紙3「公募補助金申請の評価判定結果一覧」に表記しました。

<総合評定の結果>

（1）交付を行うべきもの（評定区分A）・・・0件

（2）申請内容をさらに精査したのち補助決定すべきもの（評定区分B）・・・1件

整理番号1番 「NPO法人 mamacare（対象事業：訪問看護事業）」

(3) 原則的には交付すべきではないもの(評点区分C)・・・0件

(4) 交付すべきでないもの(評点区分D)・・・0件

当委員会は、上記のとおり審査・判定を行いましたので報告いたします。

以 上